

京都市訓令甲第 4 号
庁 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成23年11月11日

京都市長 門 川 大 作

別表第2都市計画局住宅政策担当局長の項に次の4号を加える。

- (4) 土地区画整理事業の施行に伴う建築物等の移転及び除却並びにこれらに伴う1件80,000,000円未満の損失補償に関する事。
- (5) 仮換地の指定及びこれに伴う1件80,000,000円未満の損失補償に関する事。
- (6) 1件10,000,000円以下の保留地の処分に関する事。
- (7) 保留地の処分における予定価額の決定に関する事。

別表第2住宅室長の項に次の3号を加える。

- (4) 土地区画整理事業の施行に伴う建築物等の移転及び除却に要する1件10,000,000円以下の損失補償に関する事。
- (5) 仮換地の指定に伴う1件10,000,000円以下の損失補償に関する事。
- (6) 保留地収入の収入決定に関する事。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)